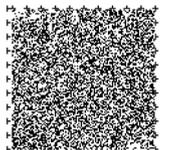


## 第2章 障がい者福祉の現状



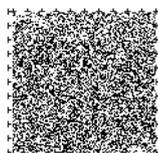
## 国と国際連合（国連）の動向

昭和45年（1970年）、障がい者福祉に関する施策の基本となる法律として、心身障害者対策基本法（昭和45年法律第84号）が制定されました。同法は、心身障がい者（心身障がいがあるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者）の対策の総合的推進を図ることを目的として、心身障がい者福祉に関する施策の基本となる事項等を定めました。

平成5年（1993年）、心身障害者対策基本法は、障害者基本法に改正されました。この改正により、従来の「心身障害者」に加え、精神障がいにより長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者についても、新たに「障害者」に位置付けられ、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進が目的として定められました。

平成16年（2004年）の障害者基本法の一部改正では、障がい者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに定められ、平成17年（2005年）に発達障害者支援法（平成16年法律第167号）が、平成18年（2006年）に障害者自立支援法（平成17年法律第123号。現在の障害者総合支援法）、教育基本法（平成18年法律第120号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）が施行され、障がい者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な施策の推進が図られました。

平成18年（2006年）に国連により採択され、平成19年（2007年）に日本が署名した障害者の権利に関する条約（以下「条約」といいます。）は、障がい者の権利を実現するために国がすべきことを定めた、障がい者の人権や基本的自由を守るための国際的な条約です。条約を批准した国には、その条約を守ることが求められており、日本もこれに含まれます。



平成23年(2011年)多くの障がい当事者の参画の下で検討が進められた障害者基本法の一部改正では、条約の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

## 障害の「社会モデル」とは

共生社会を実現するために、障害者が直面する社会的障壁を取り除いていくという考え方は、「障害者権利条約」の理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえたものである。障害の「社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという考え方である。

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく活動できる共生社会の実現のためには、このような考え方にに基づき、障害者の活動や社会参加を制限している様々な社会的障壁を取り除くことが重要である。

※ 障害の「社会モデル」に対し、障害は個人の心身の機能の障害によるものであるという考えを「医学モデル」という。

●階段しかないので、2階には上がれない

▶「障害」がある



●エレベーターがあれば、2階に上がれる

▶「障害」がなくなった!



【社会モデルの考え方】



**車いすの方は、何も変わっていない  
変わったのは、あくまでも周囲の環境**

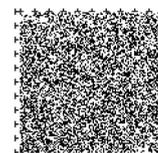
「社会モデル」の考え方にに基づけば、「階段」という障壁(バリア)があることで車いすの方に「障害」が生じていることになる。

資料：内閣府

〈社会的障壁(バリア)の例〉

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

内閣府「令和6年版 障害者白書」から抜粋



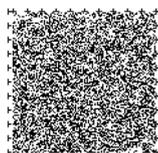
平成25年(2013年)障害者基本法の基本原則を具体化した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。)が制定されました。

令和元年(2019年)障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、読書バリアフリー法が制定されました。

令和3年(2021年)障害者差別解消法の一部が改正され、これまで努力義務とされていた、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、大きな変化がありました。

令和4年(2022年)障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されました。

これらのほか、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律(平成25年法律第21号)等が施行されるなど、障がい者福祉に関する多くの法律が施行されました。



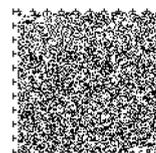
令和4年(2022年)8月、国連に設置された「障害者権利委員会」により、日本における条約の実施状況について審査が実施され、同年9月には、同権利委員会から日本政府へ勧告(総括所見)が出されました。日本政府に対しては、分離教育の中止や、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止など、いくつかの重要な課題が指摘されました。日本の法律は、原則として条約の内容に即したものであることが求められていますが、条約が求める水準に十分達しているとはいえない法制度もあり、その改善が課題とされています。「Nothing about us, without us(私たち抜きに私たちのことを決めないで)」という合言葉の下に策定された条約の根幹ともいえる理念を、国内全体が一体となって推進していくことが、国際的にも求められています。

SDGsとは、持続可能な世界を実現するための開発目標です。17の目標・169の個別目標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「平塚市総合計画～ひらつかVISION～」から抜粋

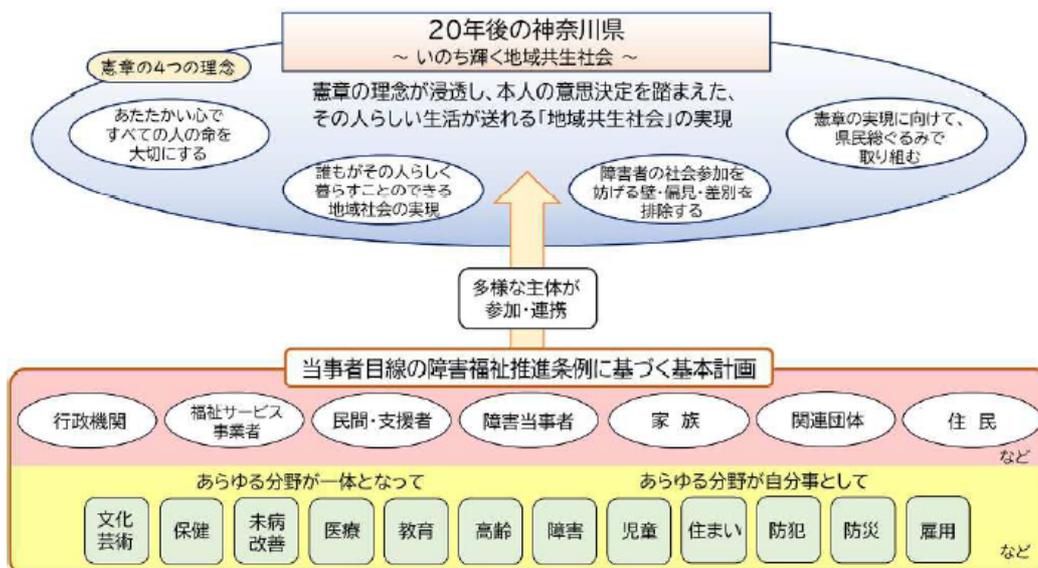


# 神奈川県 の 動 向

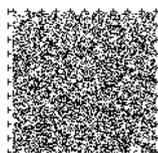
神奈川県は、平成28年(2016年)7月26日に県立の障害者支援施設『津久井やまゆり園』において発生した19名の命が奪われるという大変痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現を目指し、同年10月14日、神奈川県議会とともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めています。

## かながわ憲章の理念

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

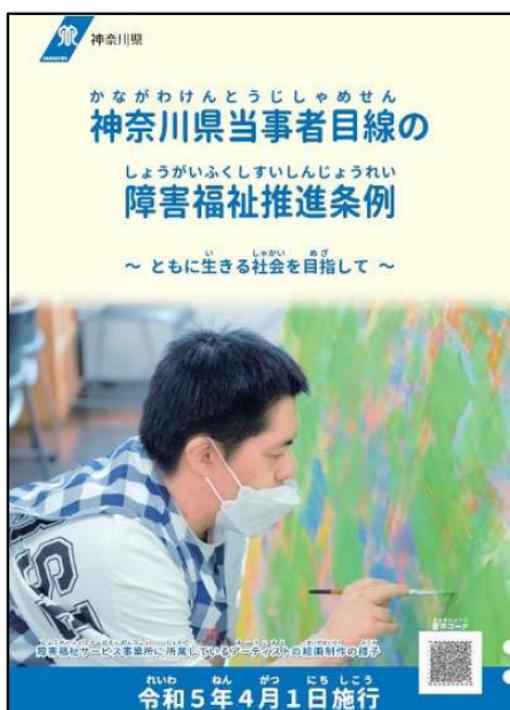


神奈川県「県の基本計画」から抜粋



神奈川県は、「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障がい者福祉の理念、目的、責務等を市町村、事業者及び県民と共有することが必要であり、条例を制定することが最も効果的であると考え、令和4年（2022年）9月7日に令和4年神奈川県議会第3回定例会に条例案を提出し、同年10月14日に県議会本会議において全会一致により可決・成立したことを受け、同月21日に公布し、令和5年（2023年）4月1日に施行しました。

なお、当事者目線の障がい者福祉を推進し、もって地域共生社会を目指すという条例の趣旨を県民に分かりやすく伝えるため、この条例の周知啓発を行う際には、必ず副題として「～ともに生きる社会を目指して～」を付すこととしています。



### 条例の基本理念（大切にすること）

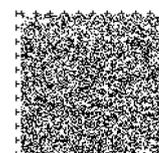
- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

県ウェブサイト（条例の詳細）はこちらから 

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/tojisyajourei/top.html>



神奈川県「県の基本計画」から抜粋



神奈川県の実策における重要な基本理念は、「当事者目線の障害福祉」です。

**当事者本人が中心となる「当事者目線」**

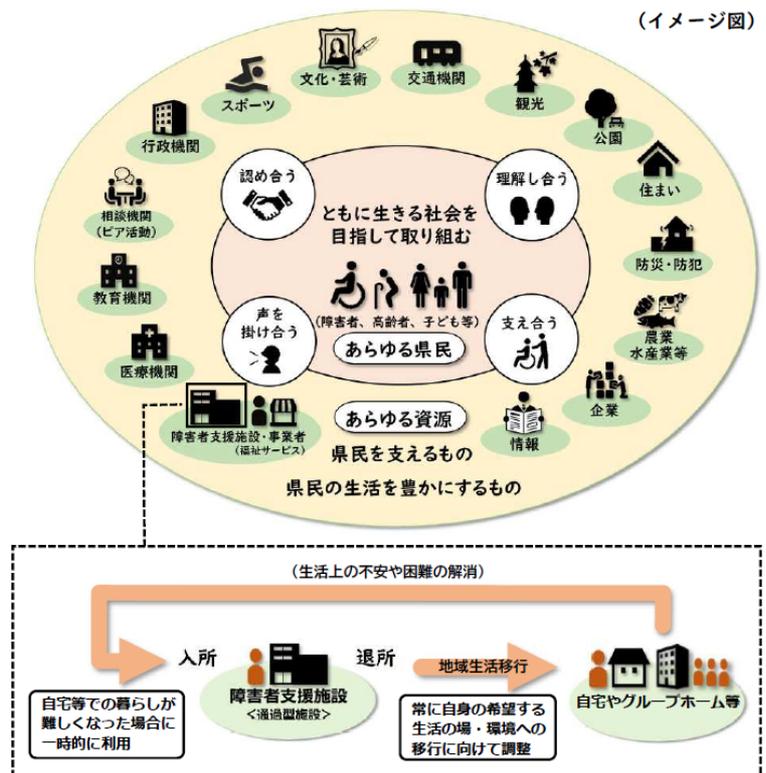
支援者 女性(当事者) 店員

《 解説 》

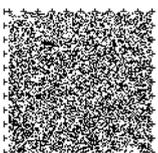
- ▶ 店員が視覚障害の女性に向かって「何色の服がお好きですか」と尋ね、女性が「私は〇〇色が好きです」と答えている場面です。
- ▶ ここでは、店員は「まずは本人に聞いてみよう…本人の気持ちが大切」と考え、支援者も、「まず本人の気持ちが大切。難しそうなら手伝おう。」と見守っています。
- ▶ この場面では、当事者の目線で店員と支援者が女性に対応しています。

神奈川県「県の基本計画」から抜粋

神奈川県は、本人の望みや願いに寄り添い、本人らしい暮らしを実現するための様々な公的サービスや、地域の社会資源との関わりも含むものを「当事者目線の障害福祉」と捉え、「生涯を通じて、すべての県民一人ひとりの人生を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らすことができるいのち輝く地域共生社会」とも生きる社会かながわの実現を目指すこと」を基本理念・目標として、県民総ぐるみで地域共生社会を作ることを目指しています。



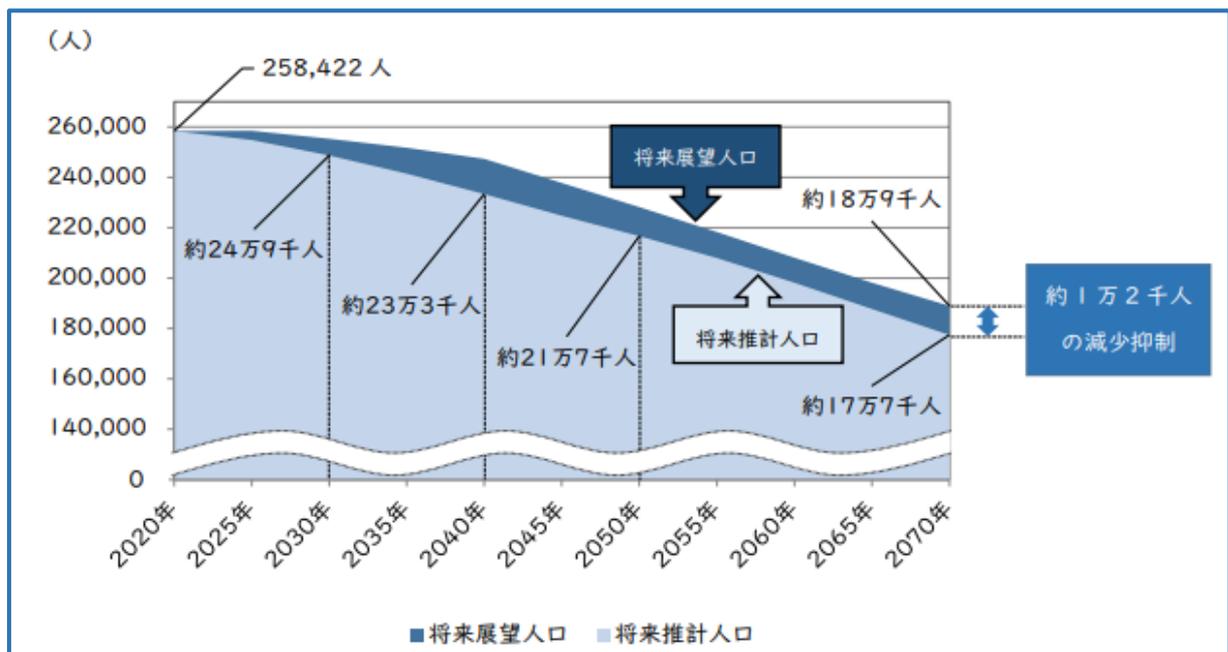
神奈川県「県の基本計画」から抜粋



## 本市の人口の将来展望

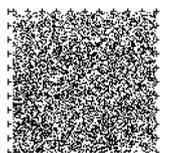
本市の総人口は、平成22年(2010年)をピークに減少傾向に転じており、令和6年(2024年)4月1日現在において、**25万8,166人**と推計しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考とした本市独自の将来人口の推計(出生・死亡及び転出入という2つの人口変動要因の将来値を仮定し、それに基づいて推計することをいいます。以下「本市独自推計」といいます。)によると、2040年における本市の総人口は、約23万3千人となり、2070年における本市の総人口は、約17万7千人になることが見込まれます。

本市は、令和5年度に「平塚市総合計画～ひらつかVISION～」を策定し、合計特殊出生率及び社会移動の状況を改善する各施策を推進することにより、2040年に合計特殊出生率が1.8になるとともに、転出入が均衡すると仮定した場合には、約1万2千人の減少抑制により、本市の将来展望人口は、**2070年に約18万9千人**になると推計しています。



「平塚市総合計画～ひらつかVISION～」から抜粋(総務省「国勢調査」から本市独自推計を基に作成)

このような人口減少の進行は、**地域活動を支える担い手の減少、税収の減少、市民1人当たりの社会保障費負担額の増加といったような多大な影響**を市民生活に及ぼします。



## 全国の障がい者数

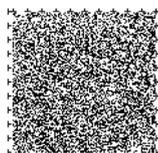
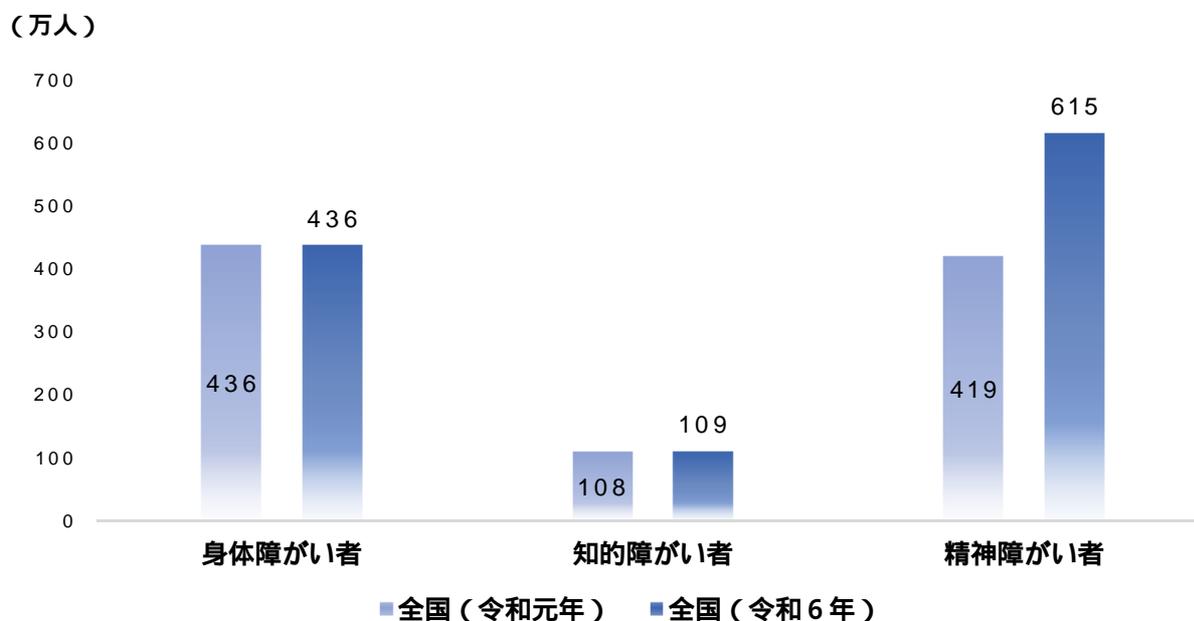
全国の障がい者数は、令和6年（2024年）4月現在において、身体障がい者が436万人、知的障がい者が109万4千人、精神障がい者が614万8千人と推計されています。

平成31年（2019年）4月現在における全国の障がい者数と比較すると、身体障がい者が増減なし、知的障がい者が1万2千人増加、**精神障がい者が195万5千人増加**であることから、直近5年間においては、特に精神障がい者数の増加が著しいことが分かります。

区分	全国（令和元年）	全国（令和6年）
身体障がい者	4,360,000人	4,360,000人
知的障がい者	1,082,000人	1,094,000人
精神障がい者	4,193,000人	6,148,000人

内閣府「令和元年版 障害者白書」「令和6年版 障害者白書」から抜粋

### 全国の障がい者数の推移（令和元年と令和6年の比較）



## 本市の障がい者数

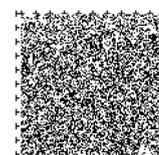
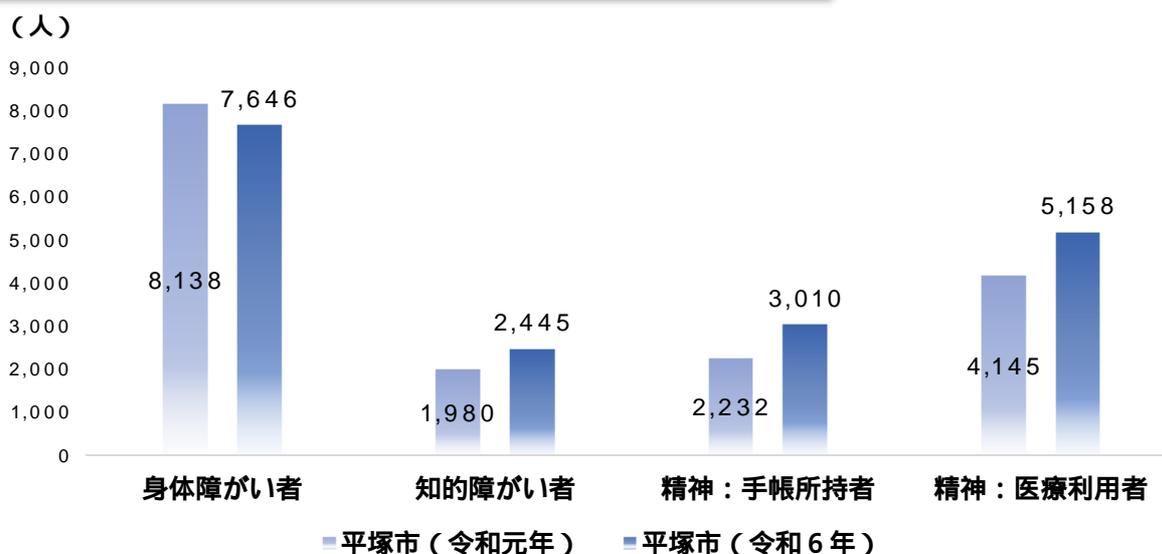
本市の障がい者数は、令和6年（2024年）3月31日現在において、身体障がい者が7,646人、知的障がい者が2,445人です。また、精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳所持者が3,010人、自立支援医療（精神通院）利用者が5,158人です。

平成31年（2019年）3月31日現在における本市の障がい者数と比較すると、身体障がい者が492人減少、**知的障がい者が465人増加**であり、精神障がい者については、**精神障害者保健福祉手帳所持者が778人増加、自立支援医療（精神通院）利用者が1,013人増加**であることから、直近5年間においては、身体障がい者を除き、全体的に増加傾向であることが分かります。

区分	平塚市（令和元年）	平塚市（令和6年）
身体障がい者	8,138人	7,646人
知的障がい者	1,980人	2,445人
精神障がい者		
（手帳所持者）	2,232人	3,010人
（医療利用者）	4,145人	5,158人

「令和元年版 行政概要」「令和6年版 行政概要」から抜粋

### 本市の障がい者数の推移（令和元年と令和6年の比較）



## 身体障がい者の内訳

本市の身体障がい者数は、令和6年(2024年)3月31日現在において、7,646人です。

等級による内訳をみると、1級(障がいの程度が一番重い等級)が2,840人で一番多く、次いで4級が1,630人で多い一方、5級が337人で一番少なく、次いで6級(障がいの程度が一番軽い等級)が475人で少ない状況でした。

障がいの種類による内訳をみると、肢体不自由が3,686人で一番多く、次いで内部機能障がい(心臓機能障がい、じん臓機能障がい等をいいます。)が2,777人で多い状況でした。

身体障害者(児) 障害別等級別状況

(単位 人)

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
2,840	1,230	1,134	1,630	337	475	7,646

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
肢 体	484	970	809	928	310	185	3,686
聴 覚	0	234	107	177	0	322	840
視 覚	165	212	49	40	95	29	590
言 語	0	0	89	59	0	0	148
内 部	1,760	24	353	640	0	0	2,777
合 計							8,041

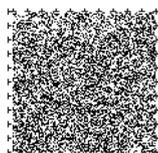
「令和6年版 行政概要」から抜粋

令和5年度における身体障害者手帳の新規交付者数は、556人であり、内部機能障がい者が299人で一番多く、次いで肢体不自由が173人で多い状況でした。

(単位 人)

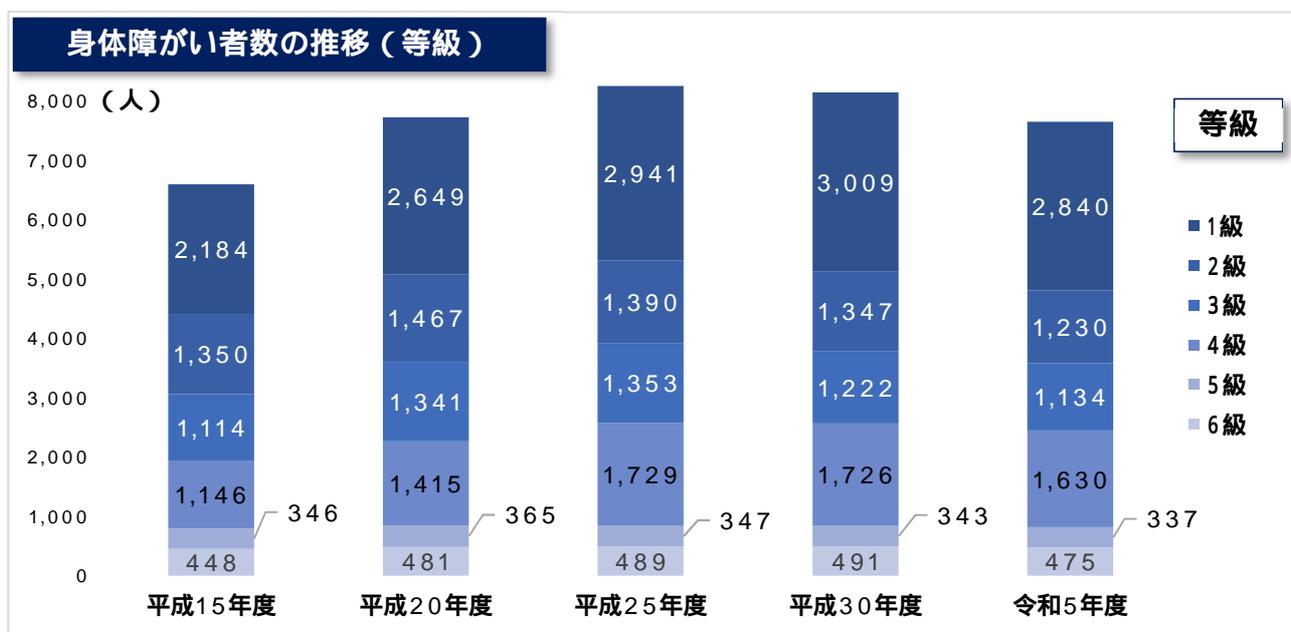
肢 体	聴 覚	視 覚	言 語	内 部	計
173	37	39	8	299	556

「令和6年版 行政概要」から抜粋

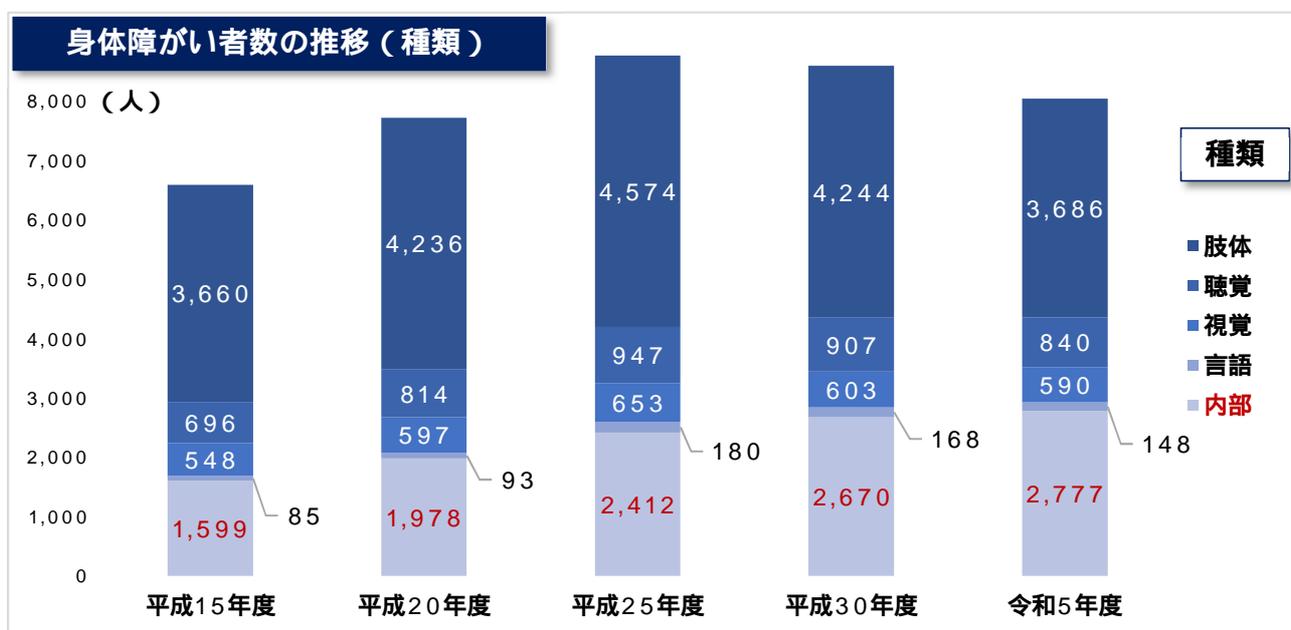


直近20年間における身体障がい者数の推移をみると、平成25年度頃をピークに減少傾向に転じており、等級による隔たりはありません。

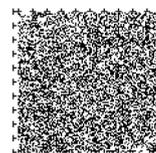
一方、障がいの種類による推移をみると、内部機能障がい者のみ、年々増加傾向であり、平成15年度と比較すると、令和5年度現在で1,178人増加の約1.73倍に増えています。



「行政概要」からデータを集約して年度比較したもの



「行政概要」からデータを集約して年度比較したもの



## 知的障がい者の内訳

本市の知的障がい者数は、令和6年(2024年)3月31日現在において、2,445人です。

等級による内訳をみると、軽度B2が1,128人で一番多く、次いで中度B1が593人で多く、重度A2が377人で、最重度A1が347人と、軽度から順に多い状況でした。

知的障害者(児) 程度別状況				(単位 人)
最重度 A1	重 度 A2	中 度 B1	軽 度 B2	計
347	377	593	1,128	2,445

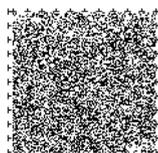
注：最重度 A1 IQ おおむね20以下  
 重 度 A2 IQ おおむね21～35  
 中 度 B1 IQ 36～50  
 軽 度 B2 IQ 51以上

「令和6年版 行政概要」から抜粋

令和5年度における療育手帳の新規交付者数は、116人であり、軽度B2が83人で一番多く、次いで中度B1が21人で多く、重度A2が11人で、最重度A1が1人と、軽度から順に多い状況でした。

				(単位 人)
最重度 A1	重度 A2	中度 B1	軽度 B2	計
1	11	21	83	116

「令和6年版 行政概要」から抜粋

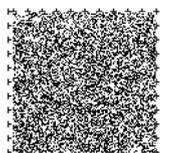


直近20年間における知的障がい者数の推移をみると、年々増加傾向です。

等級による推移をみると、最重度A1及び重度A2は、平成25年度から平成30年度までの頃をピークに減少傾向に転じています。一方、中度B1は、緩やかな増加傾向であり、平成15年度と比較すると、令和5年度現在で約2倍に増えており、**特に軽度B2は、顕著な増加傾向であり、平成15年度の人数と比較すると、令和5年度現在で954人増加の約6.48倍**に増えています。



「行政概要」からデータを集約して年度比較したもの



## 精神障がい者の内訳

本市の精神障がい者については、令和6年（2024年）3月31日現在において、精神障害者保健福祉手帳所持者が3,010人、自立支援医療（精神通院）利用者が5,158人です。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級による内訳をみると、2級が1,885人で一番多く、次いで軽度の3級が771人で、重度の1級が354人という状況でした。

1級	2級	3級	計
354	1,885	771	3,010

「令和6年版 行政概要」から抜粋

令和5年度における精神障害者保健福祉手帳の新規交付者数は、279人であり、2級が142人で一番多く、次いで軽度の3級が115人で、重度の1級が22人という状況でした。

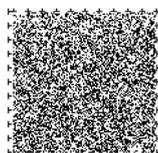
1級	2級	3級	計
22	142	115	279

「令和6年版 行政概要」から抜粋

令和5年度における自立支援医療（精神通院）の新規申請者数は、636人でした。

新規申請者数 (人)	利用者数 (人)
636	5,158

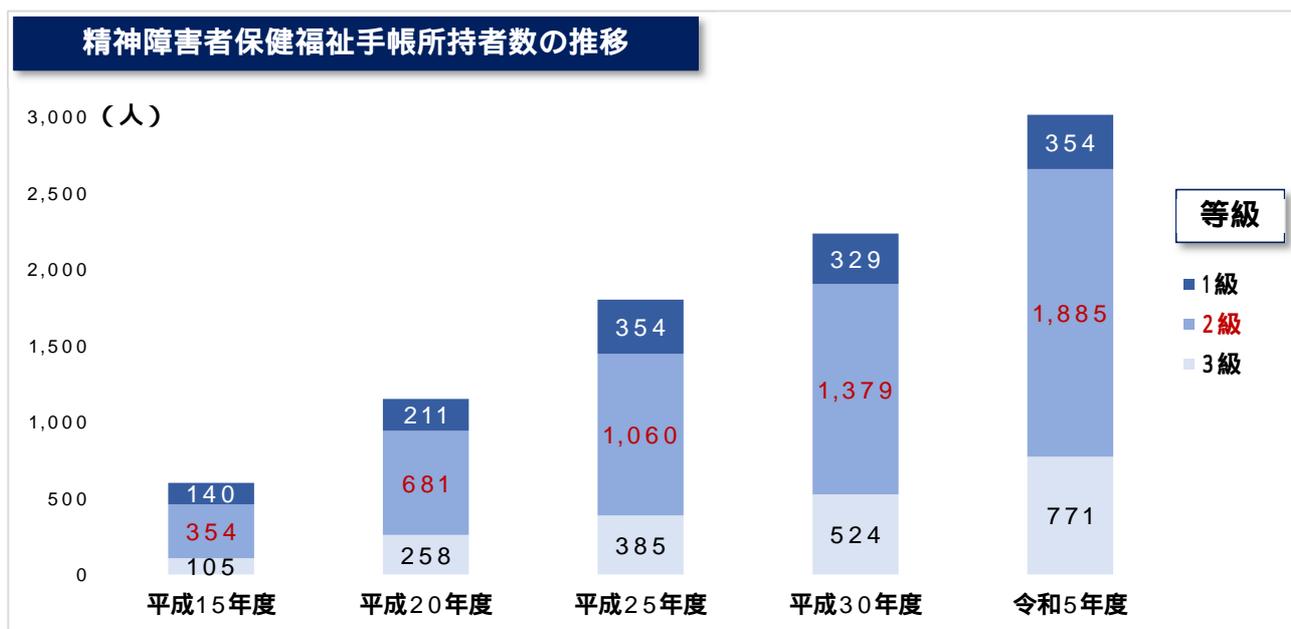
「令和6年版 行政概要」から抜粋



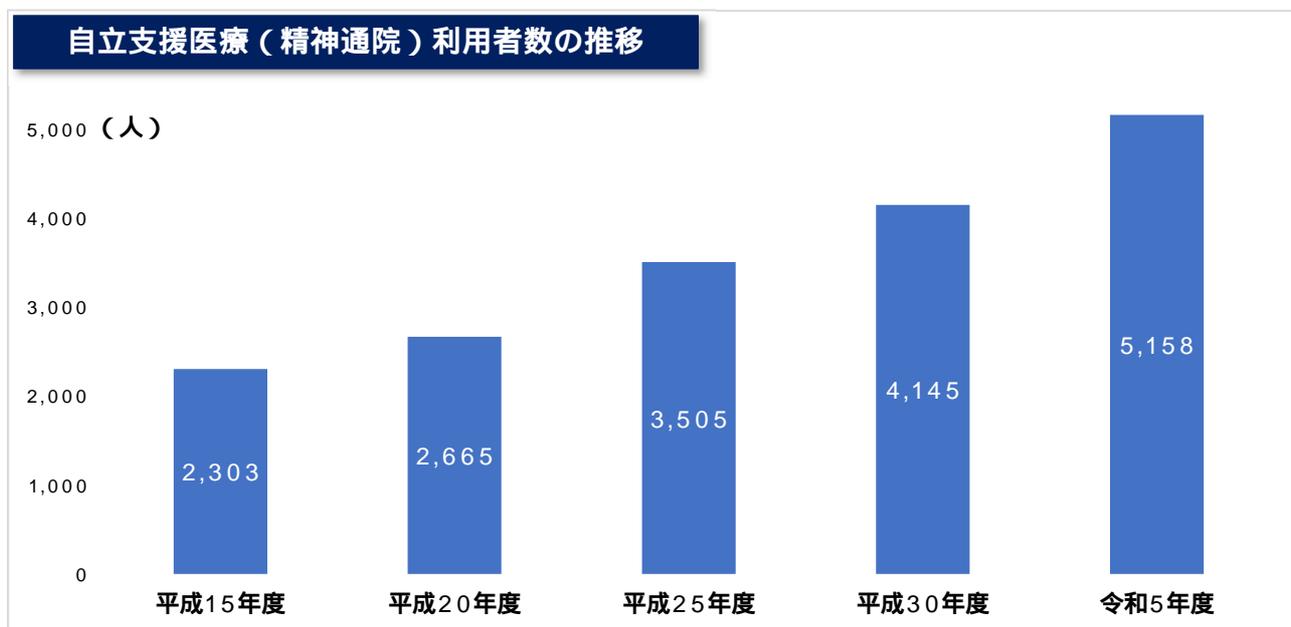
直近20年間における精神障がい者数の推移をみると、年々増加傾向です。

精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、特に2級所持者は、顕著な増加傾向であり、平成15年度と比較すると、令和5年度現在で1,531人増加の約5.32倍に増えています。

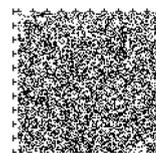
自立支援医療（精神通院）利用者は、平成15年度と比較すると、令和5年度現在で2,855人増加の約2.24倍に増えています。



「行政概要」からデータを集約して年度比較したもの



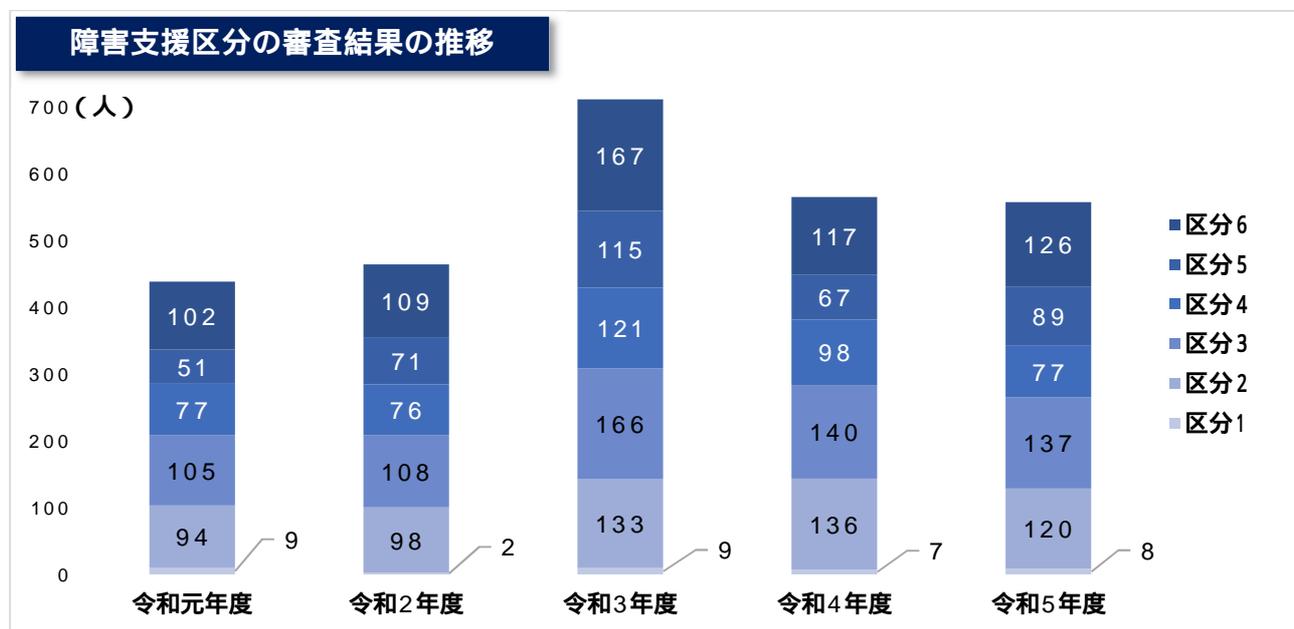
「行政概要」からデータを集約して年度比較したもの



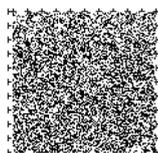
## 障害支援区分の内訳

障害者総合支援法に基づきサービス給付の支給に当たって、障害支援区分を認定しています。障害支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものであり、必要とされる支援の度合いが高い順に、区分6、区分5、区分4、区分3、区分2、区分1、非該当に分かれています。また、障害支援区分の有効期間は原則として3年間であるため、その都度、認定調査を受ける必要があります。

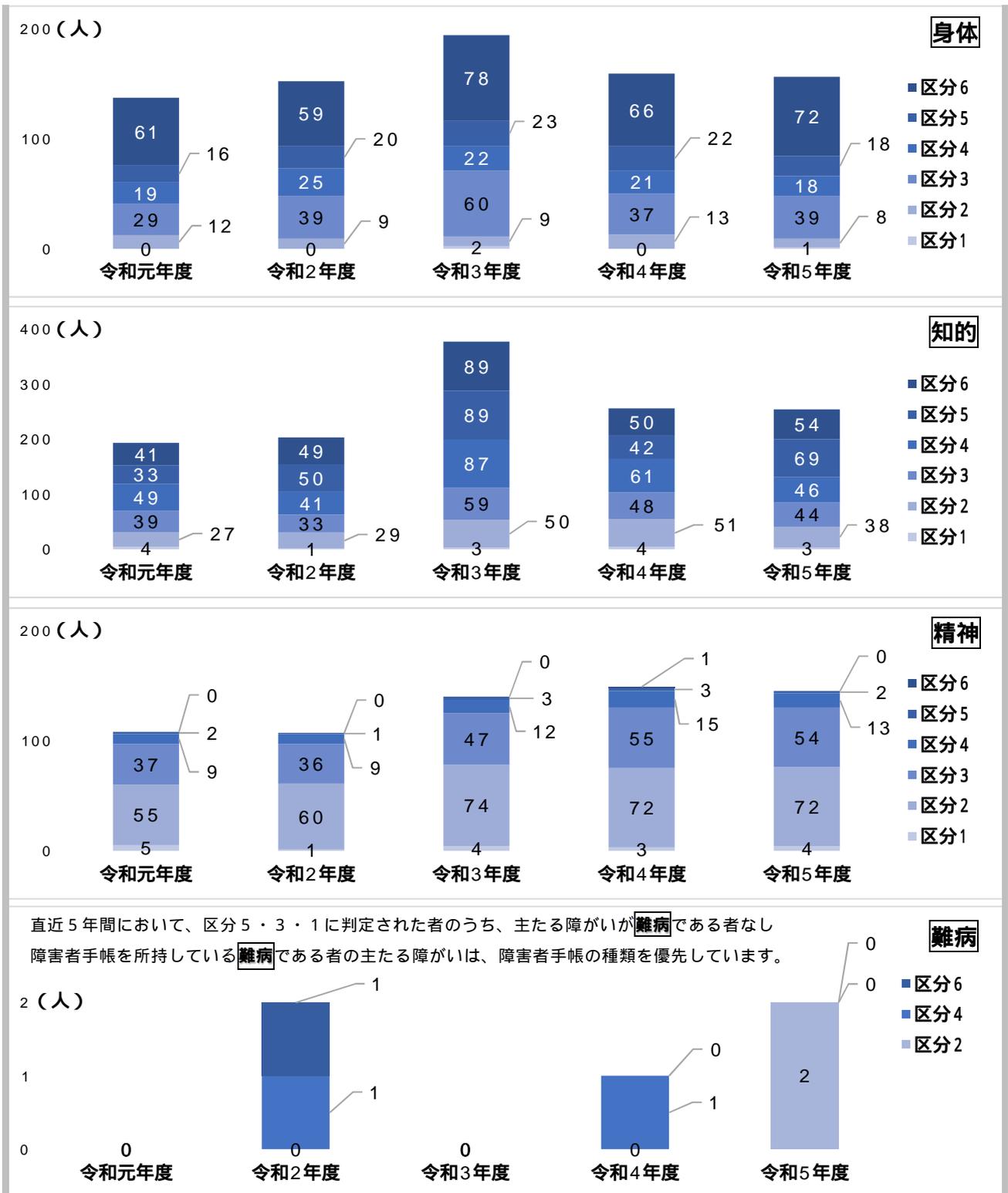
障害支援区分の審査結果の推移をみると、制度開始により審査を受けた多くの人の有効期間の終期が到来する年度である、平成27年度、平成30年度、令和3年度の3年間隔において審査数が多いことが分かります。また、直近5年間における障害支援区分の審査結果の推移をみると、令和元年度が438人、令和2年度が464人と続き、令和3年度が711人で、令和4年度が565人、令和5年度が557人と続いており、3年間隔ごとに比較すると平均100人くらいずつ増加しているため、年々増加傾向であることが分かります。



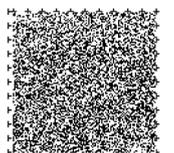
審査会での審査結果を集約して年度比較したもの（直近5年間においては、非該当なし）



障害支援区分の主たる障がいの内訳をみると、知的障がいが一番多く、次いで身体障がいでした。

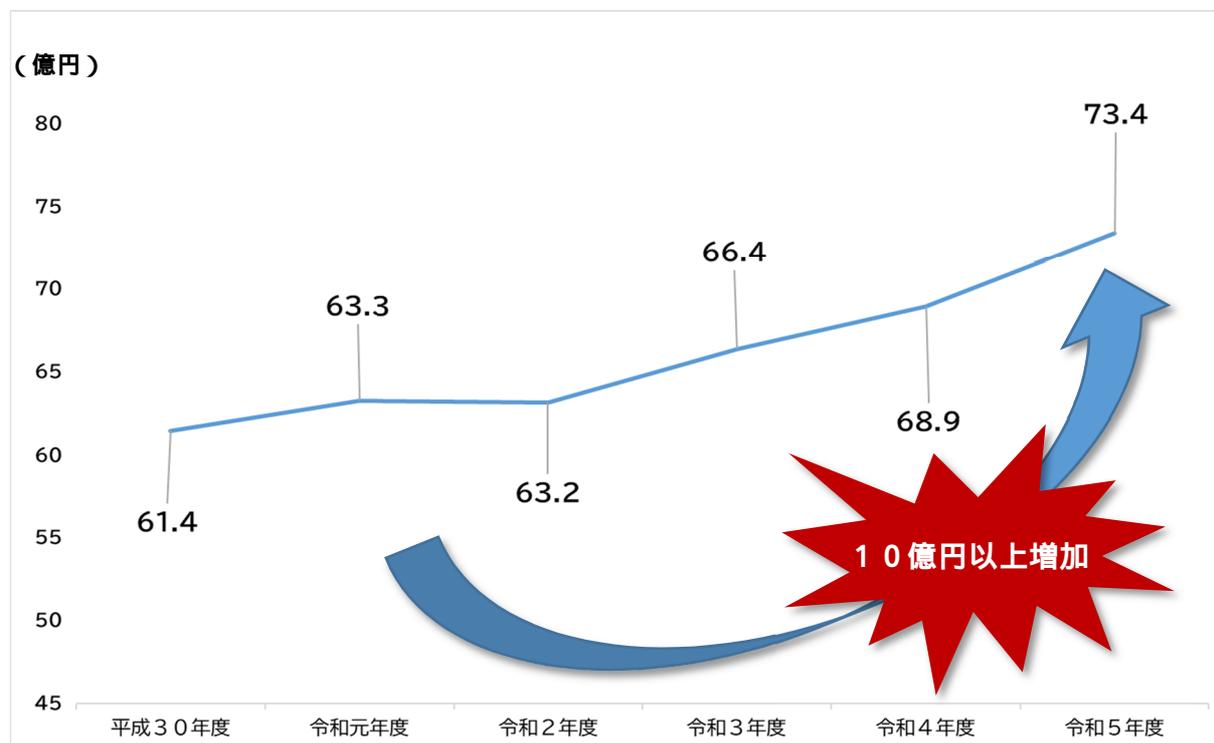


審査会での審査結果を集約して年度比較したもの（直近5年間に於いて、非該当なし）



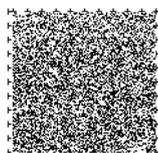
## 本市の障害者福祉費

本市の障害者福祉費（扶助費）の決算額の推移をみると、顕著な増加傾向であり、平成30年度実績である約61億4千万円と比較して、令和5年度実績は約73億4千万円であり、5年間で10億円以上増加しているため、対策が必要です。



決算書のデータを集約して年度比較したもの

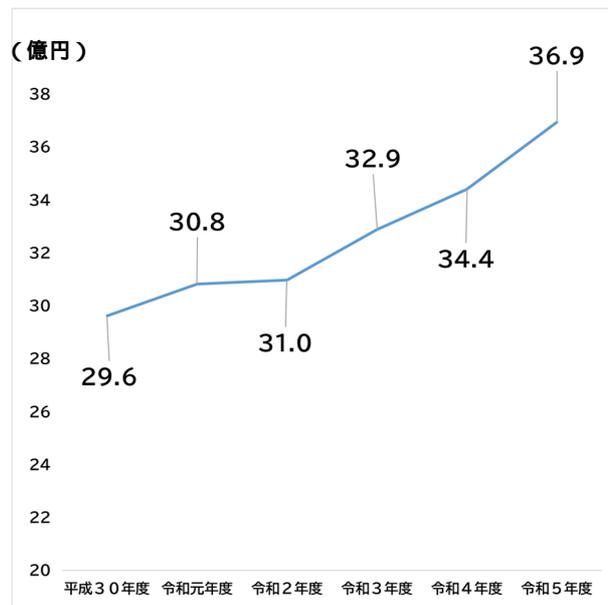
本市の障害者福祉費（扶助費）は、障がい者在宅福祉サービス、就労移行・就労継続支援、障がい者福祉対策、重度障害者医療費給付、特別障害者手当等支給、心身障害者福祉手当支給の6つに分類することができます。



## 扶助費（障がい者在宅福祉サービス）

本市の障害者福祉費（扶助費）のうち、障がい者  
在宅福祉サービスとは、在宅の障がい者の日常生活  
を支援するため、ホームヘルプ、短期入所等の介護  
給付費等の支給や障がい特性に応じた移動等の支  
援等を実施するためのものです。

この決算額の推移をみると、年々増加傾向であ  
り、平成30年度実績である約30億円と比較し  
て、令和5年度実績は約37億円であり、5年間で  
7億円以上増加しています。

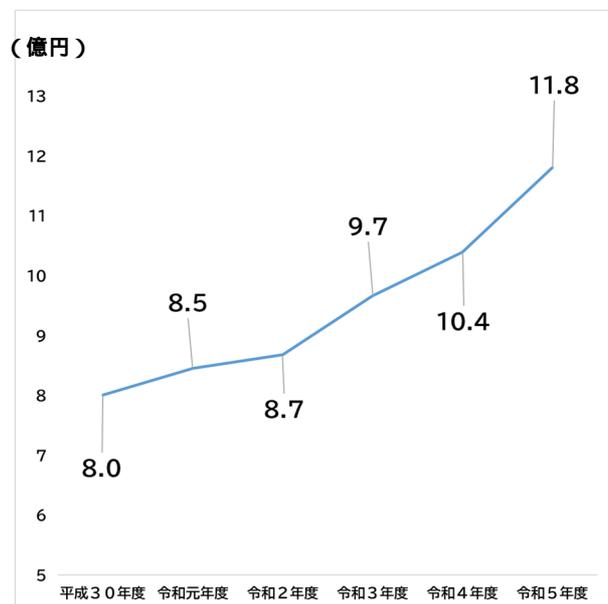


決算書のデータを集約して年度比較したもの

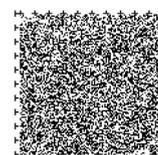
## 扶助費（就労移行・就労継続支援）

本市の障害者福祉費（扶助費）のうち、就労移行・  
就労継続支援とは、障がい者の就労を支援するた  
め、必要な指導・訓練を行うとともに、就労の機会  
や生産活動の機会を提供するためのものです。

この決算額の推移をみると、年々増加傾向であ  
り、平成30年度実績である約8億円と比較して、  
令和5年度実績は約11億8千万円であり、5年間で  
3億円以上増加しています。



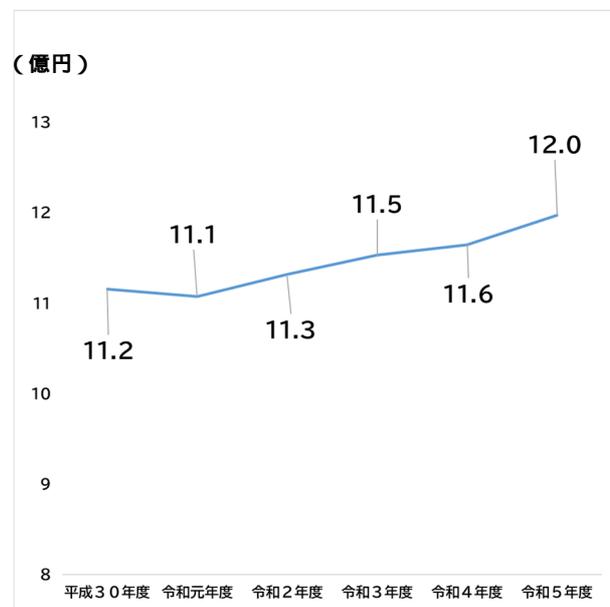
決算書のデータを集約して年度比較したもの



## 扶助費（障がい者福祉対策）

本市の障害者福祉費（扶助費）のうち、障がい者福祉対策とは、障がい福祉サービスの給付等を実施するためのものです。

この決算額の推移をみると、年々増加傾向であり、平成30年度実績である約11億円と比較して、令和5年度実績は約12億円であり、5年間で1億円ほど増加しています。

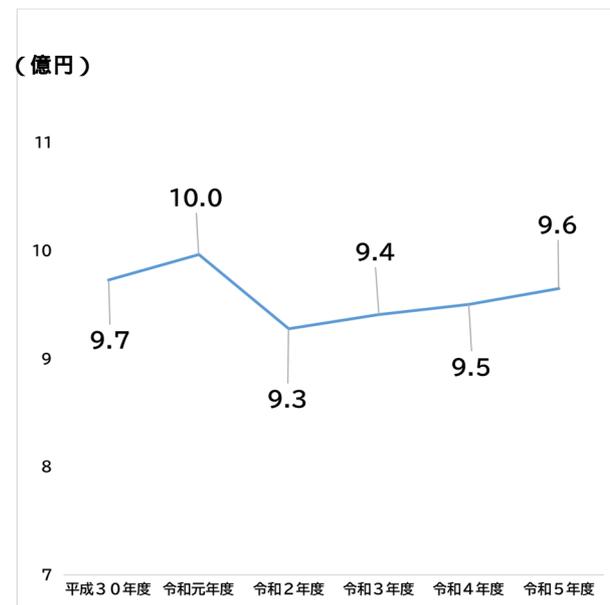


決算書のデータを集約して年度比較したもの

## 扶助費（重度障害者医療費給付）

本市の障害者福祉費（扶助費）のうち、重度障害者医療費給付とは、重度障がい者に対して、医療費を助成するためのものです。これは、重度障害者医療費助成事業が該当し、本市独自の対象者もいます。

この決算額の推移をみると、令和元年度をピークに令和2年度は減少しましたが、その後は増加傾向であり、令和2年度実績である約9億3千万円と比較して、令和5年度実績は約9億6千万円であり、3年間で3千万円以上増加しています。



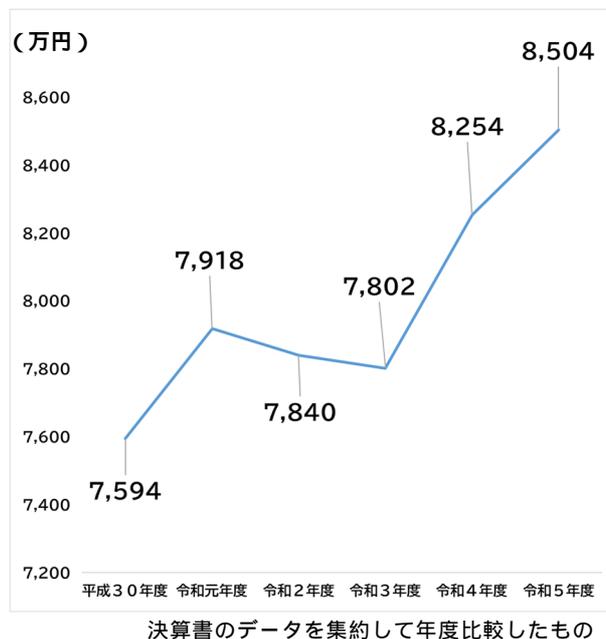
決算書のデータを集約して年度比較したもの



## 扶助費（特別障害者手当等支給）

本市の障害者福祉費（扶助費）のうち、特別障害者手当等支給とは、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅重度障がい者等に手当を支給するためのものです。これは、特別障害者手当等支給事業（いわゆる国の手当の支給事業）が該当しています。

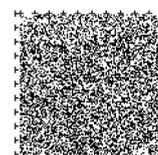
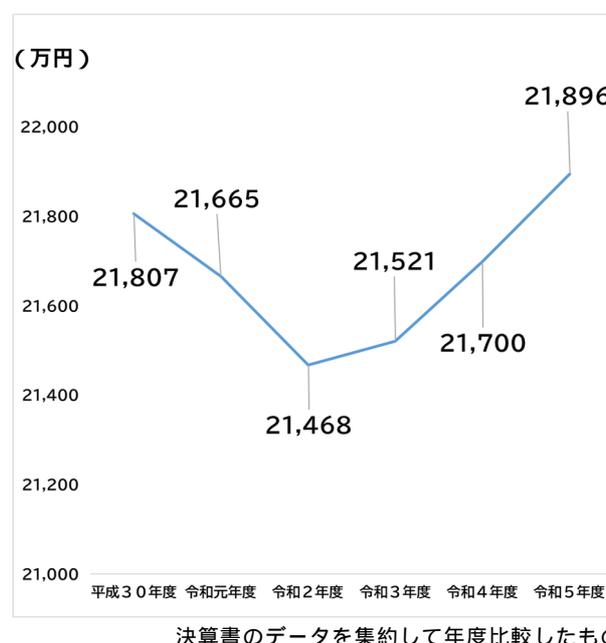
この決算額の推移をみると、増減を繰り返しながら増加しており、平成30年度実績である約8千万円と比較して、令和5年度実績は約9千万円であり、5年間で1千万円ほど増加しています。



## 扶助費（心身障害者福祉手当支給）

本市の障害者福祉費（扶助費）のうち、心身障害者福祉手当支給とは、精神又は身体に重度の障がいを有する者に手当を支給するためのものです。これは、心身障害者福祉手当支給事業（いわゆる市の手当の支給事業）が該当し、本市独自のものです。

この決算額の推移をみると、約2億2千万円を横ばいで推移しています。



## 障害者福祉費による経済的支援

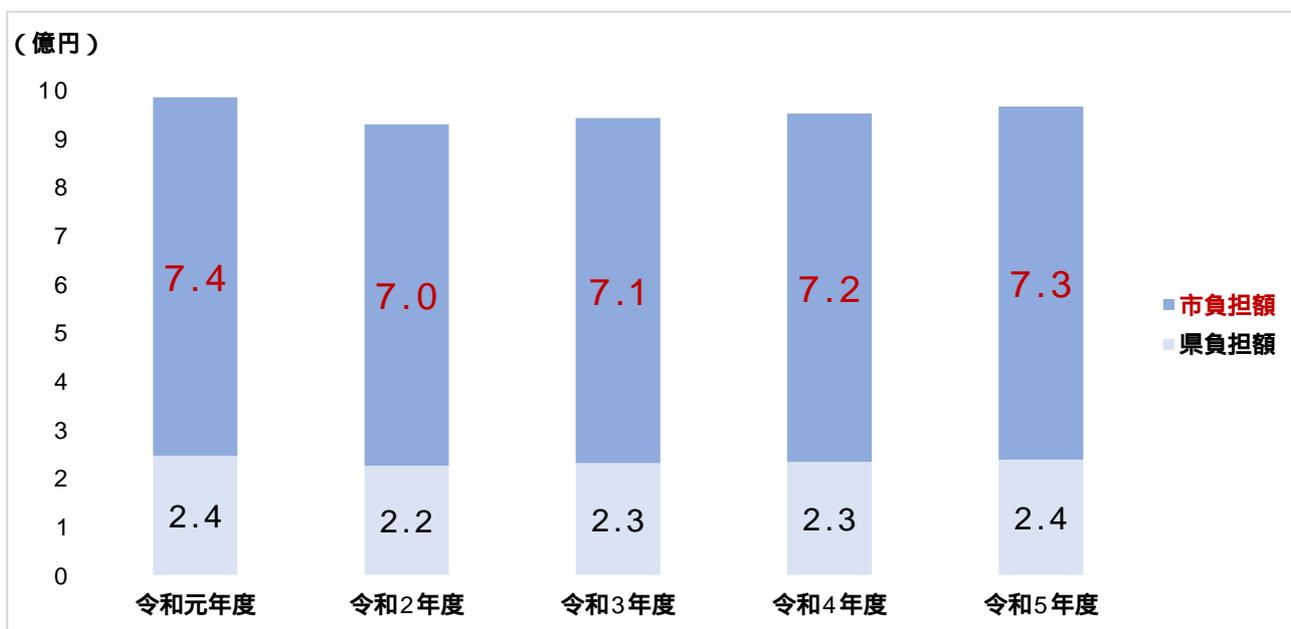
本市の障害者福祉費（扶助費）による経済的支援は、重度障害者医療費助成や障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当（国の手当）並びに心身障害者福祉手当（市の手当）等です。

その他神奈川県による在宅重度障害者等手当（県の手当）、自立支援医療等、本市による特別児童扶養手当等があります。

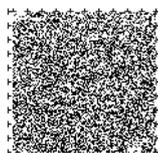
## 経済的支援のための公費負担

国の手当は国4分の3、市4分の1の割合で、市の手当は市**100%**で、公費負担しています。

重度障害者医療費助成は、神奈川県の基準に基づく対象者及び対象範囲を拡大した本市独自の対象者に対して助成しています。神奈川県の基準に基づく対象者に対する助成の公費負担については神奈川県から重度障害者医療費給付補助事業補助金として助成額の2分の1以下の交付がありますが、本市独自の対象者に対する助成については本市単独で公費負担しているため、直近5年間に於ける本市の重度障害者医療費助成の公費負担割合は、**平均75.5%**でした。



平塚市福祉部障がい福祉課調べ



## 経済的支援の状況

本市における重度障害者医療費助成の実施状況について、平成30年度と比較して令和5年度実績をみると、対象人数は193人、助成件数は5,772件減っています。これは、おおむね一定ではあるものの年度ごとにばらつきがあるためであり、基本的に、対象人数は6,000人強、助成件数は20万件弱を推移しているため、横ばいの状況です。

区分	平成30年度		令和5年度	
	対象人数	助成件数	対象人数	助成件数
重度障害者医療費助成	6,212人	194,358件	6,019人	188,586件

「令和元年版 行政概要」「令和6年版 行政概要」から抜粋

本市における国の手当の支給状況について、平成30年度と比較して令和5年度実績をみると、支給月額、障害児福祉手当及び経過的福祉手当は570円、特別障害者手当は1,040円引き上げられている一方、受給者数は、特別障害者手当は4人増えていますが、それ以外のものは21人減っているため、全体として減少傾向です。

本市における市の手当の支給状況について、平成30年度と比較して令和5年度実績をみると、支給月額は、3千円で維持されている一方、受給者数は、97人増えています。

区分	平成30年度		令和5年度	
	支給月額	受給者数	支給月額	受給者数
国の手当	障害児福祉手当	14,650円	135人	117人
	特別障害者手当	26,940円	197人	201人
	経過的福祉手当	14,650円	11人	8人
心身障害者福祉手当 (市の手当)	3,000円	6,022人	3,000円	6,119人

「令和元年版 行政概要」「令和6年版 行政概要」から抜粋

